

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	スポーツ文化局スポーツ部スポーツ政策室
件名	(仮称)さいたまスポーツシュレ推進施設基本計画策定等支援業務
履行場所	さいたま市内
契約締結日	令和5年12月27日
契約の相手方名	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
契約金額	19,998,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、公募型企画提案方式による随意契約を採用し、企画提案の募集を行った。事業者選定委員会において企画提案者の審査を行ったところ、優先交渉権者として契約相手方が選定されたため、審査結果を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約の相手方として、当該業者と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>